

平成２２年 第１回基山町議会（臨時会）会議録（第１日）									
招 集 年 月 日		平成 ２２年 １月２６日							
招 集 の 場 所		基山町議会議場							
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告		開会	平成２２年１月２６日 ９時３０分					議長	酒 井 恵 明
		閉会	平成２２年１月２６日１０時１２分					議長	酒 井 恵 明
応（不応）招 議員及び出席 並びに出席議員 出席 １３名 欠席 ０名 (欠員 １名)		議席 番号	氏 名		出席等 の 別	議席 番号	氏 名		出席等 の 別
		1	大 山 勝 代	○	8	林 博 文	○		
		2	重 松 一 徳	○	9	大 山 軍 太	○		
		3	後 藤 信 八	○	10	松 石 信 男	○		
		4	鳥 飼 勝 美	○	11	原 三 夫	○		
		5	片 山 一 儀	○	12	平 田 通 男	○		
		6	品 川 義 則	○	13	池 田 実	○		
					14	酒 井 恵 明	○		
会議録署名議員		9 番	大 山 軍 太			10 番	松 石 信 男		
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名		(事務局長) 古 賀 敏 夫			(係長) 古 賀 初 美			(書記) 毛 利 博 司	
地方自治法第121条 により説明のため 出席したものの 職 氏 名		町 長	小 森 純 一						
		総 務 課 長	大 石 実						
		企画政策課長	小 野 龍 雄						
		健康福祉課長	岩 坂 唯 宜						
議 事 日 程		別紙のとおり							
会 議 に 付 し た 事 件		別紙のとおり							
会 議 の 経 過		別紙のとおり							

基 山 町 議 会

会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	第 1 号議案 鳥栖地区広域市町村圏組合規約の変更について

～ 午前 9 時 3 0 分 開会 ～

○議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致しました。

これより平成22年第 1 回基山町議会臨時会を開会します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（酒井恵明君）

日程第 1 会議録署名議員の指名を議題と致します。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、大山軍太議員と松石信男議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（酒井恵明君）

日程第 2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。会期は、本日 1 日間と決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

日程第 3 第 1 号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第 3 第 1 号議案 鳥栖地区広域市町村圏組合規約の変更についてを議題とします。

この際朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日は臨時会を開催いたしましたところ、大変ご多用の中に出席をいただきましてありがとうございます。

早速でございますけども、提案理由の説明をさせていただきます。

第1号議案 鳥栖地区広域市町村圏組合規約を次のように変更したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるということでございます。

その理由と致しまして、組合規約の変更及び同組合が共同処理する事務の変更を行う際には、全組織団体の協議によりこれを定め県知事の許可を受けることになっており、その協議については、組織団体の議会の議決を経る必要があるということでございます。内容につきましては、担当課長より補足説明を致します。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（酒井恵明君）

以上で提案理由の説明が終わりましたので、これより補足説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（小野龍雄君）

それでは第1号議案 鳥栖地区広域市町村圏組合規約の変更について補足説明をさせていただきます。

本議案は鳥栖地区広域市町村圏組合規約第15条、参考資料として規約の抜粋を付け

させていただいておりますけれども、第15条第2項第3号組合の介護保険事業に要する費用の均等割100分の20の負担割合について今回協議が整いましたので、地方自治法第290条の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。この負担割合につきましては、平成17年度に北茂安町、中原町、三根町の三町が合併を致しましてみやき町となったことによりまして、参考資料の2枚目に平成17年度から平成21年度までの負担割の特例措置により定めまして、附則第2号で平成17年度の特例、附則第3号で平成18年度から平成21年度までの特例措置を設けて、21年度まで予算措置を行ってきております。しかし、平成22年度以降につきましては、再度協議をすることとなっておりますので、協議を進めておったところでございます。

また、平成21年度の第4回12月議会に於きまして、議案第79号議案組合団体の変更ということで吉野ヶ里町の広域からの組合を退くということで、附則4 平成22年度の特例措置をその際削除いたしており、今後協議が整わない場合は規約の1ページに戻りまして、規約第3条に規定しております関係市町4団体の均等割負担となることとなっております。そのことによりまして、各構成団体の急激な負担金の変更が発生することとなるため激変緩和を図る措置としまして、今までに副市町長会5回、首長会5回の会議等を経まして、平成22年から平成23年度までの特例措置を今回設けさせていただき激変緩和の措置を図ろうと考えております。

つきましては、平成22年度の負担を基礎としまして、基山町の負担は平成22年度20%増、23年度50%増とし平成24年度に本則の1市3町の4分の1の負担に戻るということで協議が整いましたので、今回お願いしているところでございます。

また、3枚目の資料の説明をさせて頂きたいと思います。

まず、四角の白の方の下の介護保険事業の均等割総額が20%というのは先ほどの均等割分20%の分をそこに図示しております。平成17年度に合併した際に1市5町がみやき町が3町となったわけですが、それを維持するということで平成21年度までは、6分の1の均等割の負担とし、みやき町は3町分を支払うこととなっております。それで21年度までの特例措置が切れた時点で協議を行って、もし協議が整わない場合はそのまま1市3町の4分の1という形になるわけですが、今回平成24年度に4分の1、1市3町の負担割合とするということで上の表にいきますと平成21年度に本町は36,647千円を支払ってございましたけれども、4分の1の平成24年に移りますと18,324千円の増となりまして本町負担分が54,971千円となると、この急激な増額を調整したいということで協議がなされまして、平成22年度に18,324千円の20%を増として平成22年度に40,312千円、平成23年度に50%増としまして45,809千円を払うという21年度ベースの計算をさせて頂いております。それを一番下に計算をしておりますけれども基山町の均等割の22年度負担率ということで21年度に36,647千円支払っていた分が22年度には18,324千円の2割増ということで、その分を足した分を21年度介護保険関係の総額1,099,415千円で割った数値3.66668%を負担率とすると平成23年度につきましては、36,647千円で18,324千円の50%増を総額で割った率4.16667%を負担率とするということで協議が整いましたので、今回附則4号を新たに設け規約の中で今回入れさせていただいております。どうぞ審議いただきご議決賜りますようよろしく

お願い申し上げます。

○議長（酒井恵明君）

以上で補足説明が終わりましたので、ここで暫時休憩いたします。

～ 午前 9 時 4 0 分 休憩 ～

～ 午前 9 時 4 4 分 再開 ～

○議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

第1号議案に対する質疑を行います。

ございませんか。片山議員。

○ 5 番（片山一儀君）

この議案書を22日の夕方に頂きました。事前にいろいろ調べようと思ったんですが調べる理由がないんですね、なぜか提案理由が手続き事項しか書いてないから今補足説明でありましてけれどもそれでもまだ良く分からない。なぜ、こういう率を変えなきゃいけないようになったのか、そこが説明が本来提案理由でないと何日か前に議案を頂く理由が、意味がないんじゃないですか。説明聞いているとですね、調整が整いましたので、認めてくれとこういう話なんです。審議とおっしゃいましたけど、これは議会をまったく無視したもの、通せと言うから通す、もって来るだけで後は皆さん整ったんだから手を挙げて下さいとこういう言い方ではないですか。いつも言うようにこれの議案の出てくる必要性が全然提案理由に出てこないんです。道路のときも同じでした。今回も同じです。決まってるから議会に出すだけだ、出すときにですね、なぜ我々が議会でこれを判断する資料がないんです。ここに比較がついています。なぜ今回の出てきたのか、時間的な経緯があるでしょう、だから提案理由をつけるのは何のためか、5日、3日、或いは5日前に議案を各議員のところに渡すのは何のためか、目的を検討されたことがあるんですか。私は特に程度が低くて分からないのかもわからないけど、これからだけではですね、なぜ率を変えなければならないのか、なんとなく分かりますよ。合併して率を操作せないかと分かるけどもその必要性がどこにあるのかと、どこにも出てこない。こういう議会のやり方でいいんですかね。調整が整ったから議会出して、認めてもらわないといけないようになってるから、だけなんですか。提案理由についてはいつまでたっても変わらない、この手続きは決まってるんですから、決めるという事は、道路法で道路決めるときには、ちゃんと議会の議決をやらなさいと書いてあるだから出すだけなんですか。これから第1回定例会で、予算もそうですね、議会の議決を得なきゃいけない、議会で議決を得ること、認定得ること、監査請求をすることいろいろ権限が議会にあります。こんなまえになぜこれが必要なのか、なぜこういうのが出てきたのかということをですね我々は知って審議しないと議会は或いは議員はお飾りだけにならないですか。執行機関のお飾りですか。お答えいただきたい。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

提案理由ということでございますけども、これは以前にも議論がございました。しかしながら私どももいろいろこう調べておりましたけども、提案理由といってもいろいろの仕方があるようでございます。私が知っているのは一部事務組合あたりでは提案理由の説明の中に要するに後、補足説明とか何とかじゃなくて、その中で提案理由というのを一括して２ページもいくらかわたるようなことを朗読するというようなそういう組合もございますし、しかし、一般的にはといいますか県あたりもそのようでございますけども、やはり提案理由というのは簡潔にこうということということ、そしてその後補足説明をさせていただいて協議を頂くというような、まあそういうことが殆んどのものでございますし、基山町におきましてもそういうことで今までもそして今日もやらせていただいておりますということでございます。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○５番（片山一儀君）

これをなんで３日前に、議案書を今回２２日ですから４日前ですかね、議案書を配られる。ここに来て補足説明をするだけだったら議案書配る理由ないじゃないですか。わざわざ議会事務局遅くなってですね、各議員のそこ回って配られる。それはちゃんと我々が事前に真剣に勉強し研究するためじゃない。それわかるように、よそがどうやってるかじゃない、いかにいい審議をするか、いかに、議事機関ですから議会というのは、憲法で議事機関と決められてるんですから。議事をきちっと討論をし審議をするところが議会でしょ。その資料、すなわち判断の資料、情報なくして判断ができないんですよ、情報なくして判断しろ、考えろということを執行機関はこの議会にお求めになっている。多分これは議長のところに出されるか、議会運営委員会とかに通っているはずですから、それも認めていることになるんですよ。本当にそれでいいのか。そのためにこの前も２２日に渡す目的は何か、しっかり勉強し、審議ができるように渡せということだろうと思うんですね。受領して積んどけということじゃないと思うんです。そうなっていますか。もし県が他の町村がなってる。なっていないのがおかしいんじゃないですか。飾っとくだけで出てきてですね、暫時休憩で読んだって資料がないでしょ。研究するだけの。本当にいいのかどうかを議員同士でも論議しなきゃいけないかも分からないし、分からないときは執行機関にも質問しなきゃ分からない、そのとき必要な執行機関の職員は議長が指名してここに呼ぶことになっていますよね、地方自治法では、全部が雁首そろえるということではない。これだけで渡されてですね、まあこれから言っていきますけれども、文書の責任者は総務課長のはずですよ。すべて。今議会の方は古賀事務局長で少しづつ変わってますけども、もっと議会で真剣に審議できるように変えていただかないとこれは多分整ったというか後は手を挙げろということだけでしょうからね、手を挙げることになるかも分からないけども、それでは、良くならない、３月議会はまもなくありますから、そのときにはひとつよろしく整えて我々が真剣に勉強し、委託をですね、住民の方から委託を受けてちゃんと任務を果せるようにひとつよろしくお願いしたいと思います。町長よろしくお願いします。

○議長（酒井恵明君）

私が答弁と言っては変ですが、以前も片山議員から提案理由については指摘を受けてます。議長に直接もありました。それを受けてですね、今ちょっと片山議員から出ましたが、他がやってるからこうでなくとも県にも問い合わせたりしながら提案理由というのはどういうふうな体裁をすればいいのか等も研究しながら、また他市町ともアンケートをとりながら今準備しております。3月議会前には、議会運営委員会で協議していただくような段取りにはしていますので、そのあたりご理解下さって、ひとつご了解いただきますようお願いいたします。松石議員。

○10番（松石信男君）

保健福祉課長にお尋ねしたいと思うんですけども、来年度になりますとこれが通ればですね、3,665千円の基山町の持ち出し、当たり前に戻るわけです20%増と23年度は50%で9,162千円の増という形になりますが、これは介護保険の予算、歳入歳出ではどういう形になるのでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）

ご質問の主旨、私には申し訳ございません、良く理解できないところもございますが。これはあくまでも21年度当初予算ベースでの20%増になった場合は、基山町は3,665千円の増になります、ということです。あくまでも負担金としてですね、介護保健組合に支払う額がこういうふうに増えますということでございます。ただ22年度につきましては、負担金総額が来年度の見込みで出てまいりますので、必ずしも3,665千円じゃなくてそれ以上に増える可能性がございます。

あくまで率の変更でございますので。ですから、これにつきましては、負担金はその分増えると、収入につきましては、歳入につきましては介護保険課の方で当然保険料あるいは40歳以上65歳未満の方の保険料も含めて半分が収入として入りまして残りの半分为公費で負担するということでございまして、国が半分、そして県と市町村がその半分づつの2分の1ということで12.5%を負担するとその部分がこの負担金という形になっておるところでございます。

○議長（酒井恵明君）

松石議員よろしゅうございますか。後藤議員。

○3番（後藤新八君）

先ほど同僚議員の方からの提案理由のことについて、私も同様の意見を持っています。提案理由の方であれされるのか、最初からきちっと、この種の非常にわかりにくい議案の場合は、当日配付じゃなくて、この根拠となる特例措置がどういう規約だったのかとかですね、今日頂きましたけども、その積算の状態等を資料をきちっと、資料の添付をする、しないをどういうふうに判断しているかわかりませんけども、そのへんことが意味のある議論をする大きなあれになると思いますので、今後のこととして強く要望とします。とりわけ17年度から特例措置があったということをネットで調べて、介護保険組合のを調べたら出てくるわけでありましてけれども、そこまで議員の方で調べるというのかですね、特例措置があって、しかも12月にその特例措置の第4

項を削条しとるというところまでですね、我々は残念ながら読みきってないわけで、今年度から特例措置の本則適用が始まるということについて、理解できてなかったわけで、そのことについて、もっと事前のいろんな説明があればというふうに思います。

1件ちょっとその関連で、先程保健福祉課長が申し上げましたけれども、介護保険事業に対する経費総額に対する率の改定でありますので、18,324千円というのは、予定の額ということですね。介護保険総額が1,099百万円ぐらい11億、12億、13億に増えればもっと何百万単位で負担増えていくということで、理解しております。問題は24年度で本則適用になって、1,800万支出が増えると、持ち出しがですね。それに対して、これは2割の部分の均等割の部分でありますから、実質上1,800万固定費では増えるけれども、人口関連ですね、残りの8割、介護保険は人口割6割、高齢者の人口割2割ということになっていきますから、それからいうと基山は今、人口が県内の中ではウエイトがどんどん下がっておると思っていますが、22年度の国勢調査の結果を含めれば、負担が人口割の方で減るんじゃないかと私、試算しとるんですが、24年度の段階で、例えば1,800万本則適用で増えるけれども、現実の試算としてですね、人口割等も含めて、トータルでだいたいどのくらいの実質負担増になるのか、そのようなことも計算しとるんであれば、お願いします。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小野龍雄君）

まず、資料の添付にいついてのお詫びを申し上げます。これは、ぎりぎりのところで、首長会議で最終的に決断されまして、当初予算への反映が22日までが限度であったということで、資料の3枚目について、一緒に資料として提出しようと考えておりましたが、最終的にコンマ以下3桁から4桁の部分の修正等が出てまいりまして、コンマ4桁の修正をするとみやき町の負担が20何万出てくるとということで、コンマ5桁まではやっぱり出さないかんやろうとの最終の調整が入りましたので、その辺でちょっと資料として提出するのが遅れて非常に申し訳なかったと思っております。それから、人口割の分については、まだ試算的には行っておりません。ただ平成22年度、来年度につきまして国勢調査が実施されます。それを反映して最終的な数値として、広域の中で調整するのは24年度に反映されると思っております。それにつきましては、高齢者率、人口割率も変わってくると思っておりますので、その辺も合わせて試算を行っていきたいと思っております。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員よろしゅうございますか。重松議員。

○2番（重松一徳君）

少し分かりませんので基本的なところも聞きたいと思うんですけども、市町村合併に伴ってですね、今回の部分出てきたんだろうと思いますね、均等割の部分は。平成17年に中原、北茂安、三根が合併したと、今日まで、特例措置法があったというわけになるわけですけども、5年間経っていると合併から、3町合併してみやき町が発足して、みやき町は3町の分の均等割をいままで払ってきたとみやき町も財政的には豊かなところではないだろうと思うわけですね。そうすると何らかの国からの合併特例

債か何かあったのかというのが私分かりませんので、その辺の関係、そして今後22年、23年ですか、また、かんぶに基づいてみやき町については、負担がですね、いきなり4分の1ではなくて2割から5割からずうっと上がっていくという部分ありますね、これもみやき町は了解としたということで今回の提案になっているんだと思うんですけども、それともうひとつは三養基郡にというか鳥栖市広域市町村圏に限らずですね、例えば佐賀市とかですね、小城とか武雄とかですね、市町村合併したところのこういう問題ですね、発生しているのかという部分含めてですね、分かる部分で説明をお願いしたいと思います。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小野龍雄君）

まず、合併時にこの協議はなされていると思います。みやき町については、3町分を払うということで、了解されていると思いますけども、まず、合併されたときに合併特例債は10年間ありますので、交付金として入ってきた分は確保されております。そういう関係上本来ならば鳥栖市、基山町、上峰町につきましては、議論の中で、そういう合併特例債の中で交付金等も貰っているじゃないかという側とみやき町のほうからすれば、合併した特権ではないかという議論がなされてるところで、落ち着いたところが5年間でまず、現状を維持して行こうということで決定されておりました、22年度以降について新たな協議をやるということで、また、振り出しに戻ったような形で、今まで議論がされております。みやき町としては合併した特権として1町分が当然ではないかということで議論がされておりますけれども基山町を含んだ1市2町につきましては、激増するから財政的にも苦しいんだということで先ほど言われましたようにみやき町も財政的にも苦しいという中で、調整がなされたところだと思っております。他の合併されたところにつきましては、私も把握はしておりませんがもしもそのような傾向で他の広域関係、一部事務組合等の協議についてはなされていると思っております。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

わかったような、わからないようなあれなんですけどもひとつはですよ、今日は鳥栖市も臨時議会開かれてますね、一斉に議決を求めているんだと思いますけれども、もし基山町議会がこれを否決した場合ですね、どのような取扱いになりますか。

○議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○企画政策課長（小野龍雄君）

先ほど補足説明の中でもさせていただきましたように、現時点では3条の中の構成団体の1市3町の分がとなったりします、これは本則として、もし各構成団体で議会の議決が1箇所でも得られない場合は、成立しなかったということで来年度から均等割の4分の1の負担になるということでございます。

○議長（酒井恵明君）

林議員。

○ 8 番（林博文君）

今回については、今ほどから各議員の方が質問されておるようにみやき町が合併されたということで、負担が多くなったわけですが、現在介護保険関係はそれぞれに普通徴収なり特別徴収があつておるわけですが、資料の1ページでもわかりますように3条の1, 2, 3それぞれそれによって負担金となさつておるということで、建設なり運営管理に要する費用また、第3条の第3号による経費ということで、均等割、人口割、高齢者人口割ということで、100分の20出ておるわけですが、現在40歳から64歳までまた、65歳以上それぞれ年金から特別徴収ということでこの介護保険なりが引かれておるわけですが、先程から松石議員の中でも出ていたようですけども収支については、基山町は人口がこれから先40歳以上64歳、対象者ですね介護保険の負担それぞれ保険料を納める金額、そういうふうな見通しについては、基山町は平成24年度だいたいどのくらいの収入と支出関係を考えておられるのか、人口割で多分出ておるかと思いますがその辺について分かればちょっと参考のため。

○ 議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

○ 企画政策課長（小野龍雄君）

先程後藤議員のとき答弁させて頂きましたけども来年度が国勢調査がありまして、そういった関係で最終的には24年度に国勢調査人口が確定するとそれを踏まえまして試算等も行わなければならないと思いますけども、だいたい基山町の人口は減になっています。しかし、先程言いましたように高齢者率については増になるというその辺の試算も行っていきたいと思っております。まだ現段階では把握はいたしておりません。

○ 議長（酒井恵明君）

ほかにありませんか。片山議員。

○ 5 番（片山一儀君）

介護保険は佐賀県殆んどが広域でやっていると思うんですね。鳥栖三養基は佐賀県で一番か二番に高い保険料を支払ってます。これは1種被保険者と2種被保険者、2種被保険者は全国共通ですからないんですが、1種被保険者については、それからこの前、企画政策課で説明がありましたように、これから高齢化率が非常に基山町高くなってまいりますので人口減がまたかぶさってきます。その時における町の負担それから各人の保険料の上がり方これあたりはどの程度まで試算をされておりますか。先程国勢調査22年にあるけどもその前に今の住民基本台帳に基づく、基山町住民基本台帳に基づくですね試算が当然あるだろうと思うんです。町民の負担も増えるわけです。町の負担も分担で増えるわけですね、これからどんどんどんどん力ホク上がってきますから、国としては40の第1種、2種被保険者をですね20からに変えようという議論が大分出てますね。ベースを広げないことには成り立たなくなるんですよ。てまえとして各人のお金を出すから町の税金の負担の仕方を上げないと多分これが維持できなくなる。そういう恐れがあるのがこの介護保険ですね。だからどこまで今の住民台帳に基づいて基山町は試算をされておるのでしょうかというのが質問です。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）

特段に基山町だけの試算というのは行っておりません。あくまでも保健のサービスにつきましては、1市3町の総額で決まることになっておりまして、それに伴いまして保険料を決めていくということになっております。ただ今、均等割と人口割と高齢者人口割が20、60、20というふうな割合になっとりますがこれにつきましては必ずしもこの率で行くのかというのは分かりません。高齢化が進んだり人口の差があまり出てくるとですね。例えば均等割を10%に持って行って、高齢者割を30%にもっていくとか、そういう例も出てくると思いますし、事実佐賀市あたりの中部ですかねあそこらへんは、当初は20%の均等割が今10%になっておるということだそうでございますので。サービスの増によりまして割合も変わってくるだろうと思いますし、当然サービスの費用につきましてはご指摘のとおり増えております。そういう関係でこの率に対しての見直しも行われる可能性もあると思いますが、現在のところ基山町だけの試算というのは今行っておりません。

○議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

質疑が無いようですので、第1号議案に対する質疑を終結致します。

次に第1号議案に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第1号議案を採決致します。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第1号議案は原案どおり可決しました。

以上をもちまして、平成22年第1回基山町議会臨時会を閉会します。

～ 午前10時12分 閉会 ～

基山町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

基山町議会議長 酒 井 恵 明

基山町議会議員 大 山 軍 太

基山町議会議員 松 石 信 男